等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）第一条第四項第四号に規定する所管金融庁長官等をいう。）の認可を得て定める時価及び率	
四　外国金融商品市場（法第二条第八項第三号ロに規定する外国金融商品市場をいう。）　認可金融商品取引業協会の規則（金融庁長官の指定するものに限る。）に定める時価及び率	［号を加える。］
2　［略］	2　［同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この府令は、公布の日から施行する。